

「駅レンタカー・セルフ」(新サービス) 会員規約 (2022 年 9 月 1 日から適用)

第 1 章 総則

第 1 条 (規約の適用)

1. JR 東日本レンタリース株式会社 (以下「当社」といいます) の第 2 条に定める会員 (以下「会員」といいます) は、当社及びオリックス自動車株式会社 (以下「提携会社」といいます) 所定の保管場所(以下「ステーション」といいます)で、提携会社が提供する貸渡自動車 (以下「車両」といいます)を借り受けるサービス(以下「本サービス」といいます)を利用できるものとします。
なお、この規約に定めのない事項については、第 12 条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この規約及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が規約に優先するものとします。

第 2 章 会員

第 2 条 (会員)

1. 会員とは、当社の会員規約及び提携会社の貸渡約款(<https://www.orix-carshare.com/conditions>)の内容を承諾の上、当社サイトの入会フォームに入力された個人情報(https://www.orix-carshare.com/conditions)が提携会社に提供されることに同意の上、入会申込手続きを行い、当社及び提携会社がこれを承認した者をいいます。

第 3 条 (入会)

1. 本サービスへの入会を希望する者は、当社サイトの入会フォームに所定の事項を入力する方法により、入会の申込みを行うものとします。
2. 入会フォームに入力された個人情報は提携会社に提供され、当社及び提携会社が所定の審査を行い、これを承認した時に成立するものとします。
3. 入会申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社及び提携会社はその者の入会を承認しないことがあります。
 - (1) 車両の運転に必要な、提携会社が定める運転免許証を有していないとき。
 - (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
 - (3) 入会申込の際に入会申込者が決済手段として届けたクレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、申込時において当該クレジットカードの利用が停止されているとき (利用限度額の超過等を含むがこれに限られない)、または提携会社が承認したクレジット会社のものでないとき。
 - (4) 過去に当社、提携会社又は他社との間で車両もしくはレンタカー・カーシェアに係る契約において、料金の未払いその他契約に違反する行為があったとき。
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体およびそれらの関係者、またはその他の反社会的組織に属しているとき。
 - (6) その他当社及び提携会社が会員として不適格と判断したとき。
4. レンタカーに関する基本通達 (国自旅第 55 号 令和 4 年 5 月 31 日) に基づき、提携会社が貸渡簿

(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類および運転免許証の番号を記載する義務を履行するため、当社及び提携会社は、入会申込者に対して運転免許証とその他に身分を証明する書類の提示およびその謄写の承諾を求め、入会申込者はこれに同意するものとします。

第4条 (会員情報の変更)

1. 会員は、氏名・住所・運転免許証その他入会申込時に登録した会員情報に変更が生じ、またそのおそれが生じたときは、その旨を直ちに所定の方法で連絡するものとします。
2. 前項に伴い本サービスの遂行に支障が生じると当社又は提携会社が判断したとき、当社及び提携会社は、入会契約を解除することができるものとします。

第5条 (入会契約の有効期間)

1. 入会契約の有効期間は、入会契約の締結日から直近の3月31日とし、期間満了の2ヵ月前までに当社及び提携会社から終了の申出がない場合は、さらに同一条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第6条 (退会)

1. 会員が退会する場合には、別途定める方法により届けることで、会員契約を終了するものとします。この場合、会員の退会時まで発生している、貸渡料金の支払いその他の未履行債務は存続するものとします。また、次条により会員資格が取消となった場合も同様とします。

第7条 (会員資格の停止および取消)

1. 当社及び提携会社は、会員が以下の各号の一つにでも違反したときは、何らの通知、催告を要せず、会員資格の停止または会員資格の取消を行うことができるものとします。
 - (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。
 - (2) 本サービスに係る契約に基づく金銭債務の支払いを1回でも遅滞し、または当該支払を拒否したとき。
 - (3) 前号に定めるほか、その他当社又は提携会社との契約に違反したとき。
 - (4) 会員の指定したクレジットカードまたは支払口座の利用が停止されたとき（一時的に利用が停止された場合を含みます）。
 - (5) 差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売の申立を受けたとき。
 - (6) 自ら振出し、引受を為し、または保証を行った手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 他の会員に著しく迷惑を掛ける行為（当社車両の車内での喫煙、当社車両の汚損、当社車両に備え付けられた備品の持ち去り、物品等の放置、無断延長等を含みますが、これらに限られません）を行った、または同乗者により行われたと当社及び提携会社が判断したとき。
 - (8) 酒気帯び運転等の道路交通法で禁止された運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反の反則金の納付をしないとき、または提携会社が道路交通法第51条の4第2項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付したとき、その他自動車運転に関連する法令に違反したとき。
 - (9) 死亡もしくは行方不明となったとき、会員の届け出た連絡先に当社及び提携会社からの通知が

届かないとき、または会員が当社及び提携会社からの通知の受け取りを拒否したとき。

(10) 前各号のほか、当社及び提携会社が必要と判断したとき。

2. 前項に基づき会員資格が取り消された場合、会員は、当社又は提携会社に対して負担している債務の一切について期限の利益を失い、当社又は提携会社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
3. 第1項により会員資格が停止または取消しとなった場合、その時点で会員により為されていた車両の予約は、取り消されるものとします。

第8条（本サービスの終了）

1. 本サービスは、天災などの不可抗力、その他諸般の事情により、事前の予告なく終了することがあります。その場合、入会契約は終了するものとし、当社及び提携会社は本サービスの終了によって会員に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第3章 個人情報

第9条（個人情報の利用目的）

1. 当社が会員の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) 会員に対し、本サービス及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
 - (2) 提携会社との貸渡契約の締結に際し、会員に関し、本人確認及び貸渡契約の締結の可否についての審査を行うため。
 - (3) 会員に対し、当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、会員にアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 第1項各号に定めていない目的で会員の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第10条（個人情報の共同利用）

1. 当社は会員から取得した個人情報を、以下の各号の通り共同利用する場合があります。
 - (1) 共同利用する個人情報の項目
住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、パスワード、車種、車両登録番号、運転免許証情報、本サービスの利用履歴、カメラ画像、自動車事故および車両トラブルに関する情報、緊急連絡先その他利用目的を達するために必要な項目。
 - (2) 共同利用者の範囲
オリックス自動車株式会社、東日本旅客鉄道株式会社
 - (3) 利用目的

第9条に定める利用目的と同じ。

(4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称

JR 東日本レンタリース株式会社、オリックス自動車株式会社

第11条（個人情報の登録及び利用の同意）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員の氏名、住所、運転免許証番号等を他のカーシェアリング事業者へ報告および社団法人全国レンタカー協会情報管理システムに登録する等の措置をとることができるものとし、その情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとし、

- (1) 提携会社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 提携会社に対して駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- (3) 車両の不返還があったと認められる場合

第4章 雑則

第12条（規約及び細則）

1. 当社は、この規約の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの規約と同等の効力を有するものとし、また予告なくこの規約及び細則を改定することができるものとし、
2. 当社は、規約及び細則を改定し、又は別に細則を定めたときは 当社の発行するパンフレット、料金表若しくはホームページ上等にこれを記載するものとし、これを変更した場合も同様とし、

第13条（合意管轄裁判所）

1. この規約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

規約は、2022年9月1日から施行します。